

# 令和3年度要介護等認定に関するお知らせ

## 1 法改正等に伴う認定有効期間の延長及び認定調査票等の変更について

令和3年4月1日より、要介護（要支援）更新認定の有効期間が、前回の要介護度（要支援状態）区分と変わらない場合に限り、最大36か月から48か月に延長されます。

また、認定調査票についても改訂が予定されており、具体的には「施設類型の細分化」及び「同居家族の状況」に関する項目が追加される見込みです。なお、これに伴う様式変更については、現在対応中ですので、確定次第、別途HP等でお知らせする予定です。

## 2 要介護等認定調査委託への協力をお願い

現在、更新申請及び区分変更申請に対する認定調査の一部について、入所先の介護保険施設や近隣の居宅介護支援事業者へ委託しています。今後の認定申請数の増加に伴う、認定調査件数の増加に対応するため、認定調査委託にご協力ください。

### (1) 居宅介護支援事業者への委託

対象の被保険者に対する居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者への委託をお願いすることもございますが、その際は、担当の介護支援専門員以外の方が認定調査を実施するようお願いいたします。

### (2) 千葉市と委託契約を締結

(委託料1件当たり) ①居宅介護支援事業者 4,840円 ②介護保険施設 2,420円

(3) 認定調査は、居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員で、市・県が実施する認定調査員新規研修を修了している方が実施可能です。

## 3 福祉用具（おむつ）使用者における認定調査票の記載方法について

令和3年度より、在宅高齢者等おむつ給付等事業の申請に係る審査において、認定調査票を用い、おむつの必要性及び使用状況の確認をいたします。

○確認する項目は主に「排尿」・「排便」

○確認する対象者は要介護1～3の方

### 厚生労働省が示す確認項目

・「排尿」、「排便」の項目において「見守り等」以上に該当する

・両項目に該当しない場合、「ズボン等の着脱」等の項目における「特記事項」の記載内容から、おむつの必要性が認められる

「要介護認定 認定調査員テキスト」には、『福祉用具や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。おむつ等を使用している場合、自分で準備から後始末まで行っている場合は、「介助されていない」を選択する』旨の記載があります。

そのため、真におむつが必要で、現に使用している方でも、「排尿」・「排便」の項目が「介助されていない」に該当し、また、特記事項にも記載がないことで、認定調査票からは必要性が読みとれない事例が出てくるのが想定されます。

つきましては、今後の認定調査においては、おむつを使用している方で「排尿」・「排便」の項目が「見守り等」以上に該当しない場合は、特記事項に、おむつの必要性及び使用状況等について必ずご記載いただくようお願いいたします。

最後に、認定調査票からはおむつの必要性等が確認できない場合、担当のケアマネジャーの方に、申請者の身体状況やおむつの必要性等について確認させていただくことがありますので、ご了承ください。(各区高齢障害支援課高齢支援班が担当)

## (参考)

### ■ 千葉市在宅高齢者等おむつ給付等事業について

在宅で介護を受けている高齢者等に、紙おむつの給付や布おむつの貸与をすることにより、本人及び介護している家族を援助します。

### ■ 対象要件

- ①介護保険で要介護1～5のいずれかの認定を受けていること
- ②常時失禁状態にあること
- ③千葉市内に住所を要し、千葉市内の居宅で介護を受けていること
- ④生活保護法による保護、中国残留邦人等に対する支援給付を受けていないこと
- ⑤ご本人及びご本人と同一住所地に居住する親族全員が市民税非課税であること

※親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。世帯分離(同一住所で住民票は別)している場合も、上記に該当する場合は対象とします。

### ■ 給付の内容

	基準額	基準額の内訳	
		市給付額(9割)	利用者負担(1割)
要介護1・2・3	4,000円	3,600円	400円
要介護4・5	8,000円	7,200円	800円

※おむつの購入等に要する費用が、上記基準額より低い金額の場合は、かかる費用の9割(1円未満の端数切捨て)を市が給付します。

## 4 主治医意見書予診票の活用について

主治医意見書は、適正な要介護認定にあたり、十分な記載内容及び迅速な作成が求められています。要介護等認定申請の際に、予診票を主治医へ提出することで、申請者の日常生活状況等をより正確に把握する助けとなりますので、ぜひご活用ください。

(1) 予診票 別紙 1 (A4 両面印刷)

(2) 配付方法

①認定申請時に配付する(介護保険室窓口での配付及びケアマネジャーから案内)

②医療機関受診時に配付する

③ホームページに掲載

## 5 被保険者証の届出日欄について

被保険者証の「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称」欄の届出年月日(以下、「届出日」欄という)について、現在は、実際に届出された日が印字されていますが、分かりにくいという声が多く寄せられているため、令和3年4月1日受付分から、「届出日」欄には「適用開始日」を印字するよう運用を変更します(別紙2のとおり)。

なお、令和3年3月31日までに受け付けたものは、引き続き、実際に届出が行われた日が印字されます(令和3年4月1日以降に再発行した場合も、同様の取扱いとなります)のでご注意ください。

## 6 介護サービスをうける生活保護受給者の65歳到達時における認定申請

### 手続きのお願い

介護サービスが必要となった生活保護受給者が40歳以上65歳未満の場合、生活保護の介護扶助により、介護サービスを利用します(いわゆる「みなし2号被保険者」)。その後、みなし2号被保険者が65歳に到達すると、介護保険の第1号被保険者になることから、改めて要介護認定の申請が必要となりますが、申請書が提出されていない事例が見受けられます。申請は65歳到達の60日前からできますので、みなし2号被保険者と契約している場合は、認定手続きもれのないようご注意ください。なお、この申請に基づく認定は、訪問調査等を経ることなく職権で行い、認定有効期間は6か月となります。